

(公 印 省 略)
令和 年 月 日

保 護 者 様
(年 組 氏名)

群馬県立沼田特別支援学校学校
校 長 角 田 も と 江

学校で予防すべき感染症と出席停止について

次の表にあげた病気にかかっている場合、他の児童生徒に感染するおそれがありますので、学校保健安全法施行規則により、病気が治るまで本人の出席を停止するように定められています。なお、感染予防のため、校長の指示で出席停止となった場合は、欠席扱いになりません。

病気が治り、他に感染するおそれなくなり登校する場合は、右の医師の「証明書」をいただいて学校に提出してください。

出席停止の期間の基準

学校で予防すべき感染症の種類		出席停止の期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群＊感染症に規定する「新型インフルエンザ等感染症」「指定感染症」「新感染症」は第1種の感染症とみなす	病気が治って、医師の許可があるまで
第2種	インフルエンザ 百日咳 麻しん（はしか） 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 風しん（三日はしか） 水痘（みずぼうそう） 咽頭結膜熱 結核 髄膜炎菌性髄膜炎	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで 特有の咳が消失するまで 又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで 解熱した後 3 日を経過するまで 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで 発しんが消失するまで すべての発しんがかさぶたになるまで 主な症状がとれてから 2 日を経過するまで 病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで

◎上記の表は基準であって、医師の証明があればこの限りではありません。

◎群馬県では、第3種「その他の感染症」については定めないとしています。

主 治 医 様

ご多忙中恐れ入りますが、下記証明書は出席可能になりましたら、ご記入のうえ保護者にお渡してください。

証 明 書

(主治医 — 保護者 — 学校)

群馬県立沼田特別支援学校

年 組 氏名

病 名 ()

上記の者は 月 日より出席停止となっていましたが、病気が治り、他に感染するおそれがなくなったので、 月 日から出席してよいと考えます。

備考

令和 年 月 日

医師名

印